

# 65歳以上の皆さんへ 介護保険料の変更について

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直すこととなっていて、平成30年度に改定されました。平成30年度から32年度の介護保険料は、以下のとおりです。

平成30年度の年間保険料額については、前年の所得確定後の7月に、改定された保険料で決定します。特別徴収(年金からの天引き)の方は10月、普通徴収(納付書もしくは口座振替)の方は8月の本徴収から反映されます。

## 基準額 = 62,400円

※基準額とは、各段階で保険料を決める基準となる額です。介護保険料は、所得の低い方などの負担が大きくなるように、本人と世帯の課税状況や所得に応じて段階的に調整されています。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年間保険料額
第1段階	生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受けている人、または世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45	28,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.65	40,500円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75	46,800円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいて、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.80	49,900円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいて、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額×1.00	62,400円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	74,800円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	81,100円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	93,600円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	106,000円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上800万円未満の人	基準額×1.80	112,300円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.90	118,500円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.00	124,800円

## 介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、原則**特別徴収**(年金からの天引き)となりますが、年金年額18万円未満の方や資格取得後間もない方は、**普通徴収**(納付書もしくは口座振替)となります。

### 特別徴収(年金からの天引き)

**対 象** 老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の方  
※老齢福祉年金等については、特別徴収の対象となりません。

平成29年8月までは、平成29年度の所得等に応じた改定前の保険料により「仮徴収」として算定し、平成30年10月からは、平成30年度の所得等に応じた改定後の保険料により算定した年間保険料額から「仮徴収額」を差し引いた額を「本徴収」として算定します。

仮徴収

4月

6月

8月

本徴収

10月

12月

2月

改定前の保険料により、平成29年度(平成28年分)の所得等に応じて算定した額

改定後の保険料により、平成30年度(平成29年分)の所得等に応じて算定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額

### 普通徴収(納付書もしくは口座振替)

**対 象** 老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が年額18万円未満の方

次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで一時的に納付書(口座振替)での納付となります。

- ・年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合

「仮徴収」と「本徴収」の期間が、特別徴収とは異なります。

仮徴収

1期  
(4月)

2期  
(6月)

本徴収

3期  
(8月)

4期  
(10月)

5期  
(12月)

6期  
(2月)

改定前の保険料により、平成29年度(平成28年分)の所得等に応じて算定した額

改定後の保険料により、平成30年度(平成29年分)の所得等に応じて算定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額

問合せ先

高齢福祉課 ☎444・3141



## 虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子育て支援課) または189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)  
障がい者虐待 ☎444・3135(社会福祉課) ※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分  
高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課) (夜間・休日は宿日直者につながります)